

浦安市規則第 8 3 号

浦安市精神障がい者入院医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市精神障がい者入院医療費の助成に関する条例施行規則（平成10年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 社会保険各法による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であることを証する書類 提示

附 則

この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。